ゴミ処理（分別）についてのきまり

当別荘地のゴミは管理組合の費用でゴミ処理業者に委託し、鳴沢村のゴミ処理場で処理しています。ゴミ処理場では、「可燃物」「不燃物」と完全に分別されたゴミ袋だけが受理されています。そのため皆様にはゴミの分別をお願いして参りましたが、現状ではまだきまりを守れないゴミが相当量あります。これらは管理人さん達が再分別して処理しているのが現状です。また、世代交代による先代使用品のゴミ出しや有料ゴミの無断持ち込みも見受けられます。きまりを守れないゴミの量が増えると、管理人さん達の手作業では処理が不可能となります。また、無断持ち込みの有料ゴミ等でゴミ処理の費用も増大します。このような事態を避けるためには、皆様のご協力が是非とも必要です。

※ゴミ袋は管理事務所に備えてありますので、下記を参考にゴミ処理のきまりを厳守してくださるようお願い申し上げます。

可燃物（もえるゴミ）

紙くず

生ごみ
（水切りしてお出しください）

ビニール、プラスチック類 発泡スチロール

ゴム製品

皮革製品

衣類、
紙おむつなど
（汚物は取り除いてください）

ゴミ袋は管理事務所にあります。

※落葉、小枝、雑草などはゴミ袋へ入れて出さずに自分の敷地内で処理してください。

不燃物（もえないゴミ）

びん・かん
（水で軽くすすいで。）

ガラス、
割れたビンなど
（厚紙などで包み「危険」と表示してください。）

金属・陶磁器類

缶　スプレー缶
（必ず、最後まで使い切ってからお出しください。）

蛍光灯
（厚紙などで包み「危険」と表示してください。）

ゴミ袋は管理事務所にあります。

粗　大　ゴ　ミ

別途有料となりますので、事前に管理事務所までお申し出下さい。

家具・寝具
（ふとん、いす、カーペット）

家電製品
（電子レンジ、石油ファンヒーターなど。）

その他
（自転車など）

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン

家電リサイクル法の施行により、不燃物や粗大ゴミとしては処理できません。
買い替えの際に家電販売店へ処理を依頼して下さい。

☆☆☆　ご家族以外の方が別荘をご利用になる場合もご注意ください。☆☆☆